対馬市告示第84号

平成30年第４回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月26日

対馬市長　比田勝尚喜

１　期　日　　平成30年12月６日（木）

２　場　所　　対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本　充弘君	伊原　　徹君
長郷　泰二君	春田　新一君
小島　徳重君	吉見　優子君
船越　洋一君	渕上　　清君
黒田　昭雄君	小田　昭人君
波田　政和君	齋藤　久光君
初村　久藏君	大浦　孝司君
大部　初幸君	作元　義文君
上野洋次郎君	小川　廣康君

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月６日に応招しなかった議員

山本　輝昭君

○12月12日に応招しなかった議員

山本　輝昭君

○12月13日に応招しなかった議員

山本　輝昭君

○12月14日に応招しなかった議員

山本　輝昭君

○12月19日に応招しなかった議員

山本　輝昭君

平成30年　第4回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第1日）

平成30年12月６日（木曜日）

議事日程（第１号）

平成30年12月６日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第８　「議案第６６号　財産取得契約の締結について」に係る再議について

日程第９　認定第１号　平成２９年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　認定第２号　平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　認定第３号　平成２９年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　認定第４号　平成２９年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　認定第５号　平成２９年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14　認定第６号　平成２９年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15　認定第７号　平成２９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16　認定第８号　平成２９年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17　認定第９号　平成２９年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第18　承認第10号　専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第４号））

日程第19　議案第74号　平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第５号）
日程第20　議案第75号　平成３０年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第76号　平成３０年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第77号　平成３０年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第23　議案第78号　平成３０年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）
日程第24　議案第79号　平成３０年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）
日程第25　議案第80号　平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）
日程第26　議案第81号　対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
日程第27　議案第82号　対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
日程第28　議案第83号　対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例を廃止する条例
日程第29　議案第84号　対馬市介護保険地域支援事業基金条例を廃止する条例
日程第30　議案第85号　対馬市景観条例
日程第31　議案第86号　対馬市公民館の指定管理者の指定について
日程第32　議案第87号　対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
日程第33　議案第88号　対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
日程第34　議案第89号　対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
日程第35　議案第90号　対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
日程第36　議案第91号　対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第37　議案第92号　対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
日程第38　議案第93号　対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
日程第39　議案第94号　あそうベイパークの指定管理者の指定について
日程第40　議案第95号　対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について

日程第41　議案第96号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）

日程第42　議案第97号　市道の認定について（佐須奈大地線）

日程第43　議案第98号　市道の認定について（大地美止々線）

日程第44　議案第99号　長崎県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎県市町村公平委員会共同設置規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第８　「議案第６６号　財産取得契約の締結について」に係る再議について

日程第９　認定第１号　平成２９年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　認定第２号　平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　認定第３号　平成２９年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　認定第４号　平成２９年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13　認定第５号　平成２９年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14　認定第６号　平成２９年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15　認定第７号　平成２９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16　認定第８号　平成２９年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17　認定第９号　平成２９年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第18　承認第10号　専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第４号））

日程第19　議案第74号　平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第５号）

日程第20　議案第75号　平成３０年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第76号　平成３０年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第77号　平成３０年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第23　議案第78号　平成３０年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）

日程第24　議案第79号　平成３０年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）

日程第25　議案第80号　平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）

日程第26　議案第81号　対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

日程第27　議案第82号　対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

日程第28　議案第83号　対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例を廃止する条例

日程第29　議案第84号　対馬市介護保険地域支援事業基金条例を廃止する条例

日程第30　議案第85号　対馬市景観条例

日程第31　議案第86号　対馬市公民館の指定管理者の指定について

日程第32　議案第87号　対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について

日程第33　議案第88号　対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について

日程第34　議案第89号　対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について

日程第35　議案第90号　対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について

日程第36　議案第91号　対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第37　議案第92号　対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

日程第38　議案第93号　対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

日程第39　議案第94号　あそうベイパークの指定管理者の指定について

日程第40　議案第95号　対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について

日程第41　議案第96号　あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）

日程第42　議案第97号　市道の認定について（佐須奈大地線）

日程第43　議案第98号　市道の認定について（大地美止々線）

日程第44　議案第99号　長崎県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎県市町村公平委員会共同設置規約の変更について

出席議員（18名）

１番	坂本	充弘君	２番	伊原	徹君
３番	長郷	泰二君	４番	春田	新一君
５番	小島	德重君	６番	吉見	優子君
７番	船越	洋一君	８番	渕上	清君
９番	黒田	昭雄君	10番	小田	昭人君
12番	波田	政和君	13番	齋藤	久光君
14番	初村	久藏君	15番	大浦	孝司君
16番	大部	初幸君	17番	作元	義文君
18番	上野洋次郎君		19番	小川	廣康君

欠席議員（１名）

11番　山本　輝昭君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	糸瀬　美也君	次長	阿比留伊勢男君
課長補佐	梅野　浩二君	係長	柚谷　智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷　雅宣君
教育長	永留　和博君
総務部長	有江　正光君
総務課長	松井　惠夫君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵　　輝孝君
市民生活部長	根メ　英夫君
福祉保険部長	松本　政美君
健康づくり推進部長	荒木　静也君
農林水産部長	西村　圭司君
建設部長	小島　和美君
水道局長	大浦　展裕君
教育部長	須川　善美君
中対馬振興部次長	佐伯　　正君
上対馬振興部長	園田　俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮　喜仁君
上県行政サービスセンター所長	乙成　一也君
消防長	主藤　庄司君
会計管理者	松尾　龍典君
監査委員事務局長	小島　勝也君
農業委員会事務局長	庄司　智文君

午前10時00分開会

○議長（小川　廣康君）　おはようございます。

報告します。山本輝昭君から欠席の届け出があっております。

また、中対馬振興部長、平山祝詞君から欠席の申し出があっており、中対馬振興部次長、佐伯正君が代理で出席をしております。

ただいまから平成３０年第４回対馬市議会定例会を開会いたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

──────────────・──────・──────────────

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（小川　廣康君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定によって、春田新一君及び小島徳重君を指名いたします。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（小川　廣康君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から１２月１９日までの１４日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。会期は、本日から１２月１９日までの１４日間に決定をいたしました。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第３．議長の諸般報告

○議長（小川　廣康君）　日程第３、議長の諸般報告を行います。

第３回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

なお、９月定例会で議員派遣が決定されておりました議会報告会は、１０月２７日午後６時３０分から、厳原町の対馬市交流センター、峰町の佐賀生活館及び上対馬町の上対馬総合センターの３カ所で同時開催し、市民の参加者は５０人で、議長を除く全議員が出席しております。

また、対馬市と対馬市議会の共同による県知事への要望活動につきましては、１１月６日、上野副議長とともに出席し、要望活動を行いました。要望内容は、配付しております要望書のとおりであります。

次に、各常任委員会から議員派遣に関する調査報告の提出があっておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会は、大分県日田市及び福岡県宗像市を訪問し、移住・定住支援事業、廃校の利活用及び空き家対策について、厚生常任委員会は、佐世保市及び鹿児島県阿久根市を訪問し、廃棄物のリサイクル処理及び生ごみ堆肥化事業について、そして産業建設常任委員会は、山口県下関市及び長門市を訪問し、いそ焼け対策について、それぞれ視察調査研究を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第４．市長の行政報告

○議長（小川　廣康君）　日程第４、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君）　おはようございます。本日、ここに平成３０年第４回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

本定例会においては、契約の締結に係る再議１件、予算に係る専決処分の承認１件、平成３０年度一般会計ほか補正予算案件６件、条例の一部改正２件・廃止２件・制定１件、公の施設の指定管理者の指定１０件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更１件、市道の認定２件、長崎県市町村公平委員会共同設置規約の変更１件、合わせて２８件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長より説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、９月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございます。

長崎県国民保護訓練の実施についてでございますが、１１月２日、峰町志多賀、上対馬町西泊及び豊玉町鑓川を主な会場として、対馬市内で爆破テロ等の緊急対処事態が発生したとの想定のもと、平成３０年度長崎県国民保護訓練を実施いたしました。

この訓練は、毎年、県内持ち回りで実施されているもので、今回は長崎県と対馬市に加え、警察、消防本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び海上保安部など１５の機関から計約１５０名が参加し、本市では初めてとなる実動訓練を行い、負傷者の救護、空路・海路での住民避難等について、関係機関の初動対応を確認することができました。

今後は、この訓練を機に、非常時の関係機関との円滑な連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、しまづくり推進部の関係でございますけども、ふるさと納税制度における返礼品の見直しについてでございます。

ふるさと納税制度における返礼品制度については、これまで寄附額の３０％から４０％の範囲内で返礼品の送付を実施しておりましたが、本年９月１１日、総務省から寄附額の３０％以内への返礼品見直し、地元産品以外の取り扱いの見直し要請が出され、あわせて、ふるさと納税による寄附控除自治体として対象外となされることなどが通知されたことから、１１月１日より、返礼品価格を全区分３０％以内への見直しと、基山町とのふるさと納税の連携協定による牛肉を返礼品目から除外しております。

これに伴い、ふるさと納税額が減少することが懸念されます。今後はより一層、ＰＲ活動等を強化し、ふるさと納税の促進につなげてまいりたいと思います。

次に、明治大学アカデミックフェスティバルについてでございます。

平成３０年度から、対馬市と明治大学において連携に向けた取り組みを進めておりますが、その一環として、去る１１月２３日、明治大学において、対馬市で実施した学生の取り組み報告や対馬市をフィールドとした自動運転社会の実証実験に向けた今後の取り組みの方向性などの報告会を実施いたしました。

明治大学関係者、関係企業はもちろん、東京対馬会の皆様など約２００人の参加を得ながら、対馬のＰＲや明治大学との今後の連携について、意義ある報告会が実施されたと感じております。

今後は、明治大学との幅広い分野での連携を見据え、連携協定の締結、自動運転社会実験の取り組みなどを実施していきたいと思っております。

次に、観光交流商工部の関係でございます。

「国境サイクリングＩＮ対馬」の開催についてでございますけども、１０月１４日に「国境サイクリングＩＮ対馬」を開催いたしました。

昨年に続き２回目の開催となる本大会は、対馬の起伏の多い地形を生かし、「きつさ」と「達成感」を強調した１２３キロメートルのコースと、初心者でも気軽に参加できるよう５０キロメートル、１８キロメートルのコースも設けて開催いたしました。

午前７時３０分に上対馬町網代の国内フェリーターミナルを出発し、異国の見える丘展望所、もみじ街道などの対馬の秋の景色と、５カ所のチェックポイントに準備された特産品のアナゴやたいやき、かすまきなどを堪能いただき、ゴールの厳原町漁協荷さばき所前を目指し力走いただきました。

なお、参加申込者数は、１２３キロメートルコースに５２名、５０キロメートルコースに６名、１８キロメートルコースに１名で、大阪や千葉、福岡などからのエントリーがございました。

ボランティアスタッフやドライバーの皆様には全面的に御理解と御協力を賜り、大きな交通混雑や事故等もなく終了することができました。

参加者からは、コース途中の景観や沿道からの市民の皆様の応援、ボランティアスタッフの体制、チェックポイントやゴール地点での特産品・食事等に対し高評価をいただいていますので、今後も国内外からの参加・集客増につながるようＰＲ活動等を強化し、対馬を代表する国際交流イベントとしてつくり上げていきたいと思います。

次に、対馬市と長浜市友好のまち締結２０周年記念事業及び雨森芳洲生誕３５０周年記念事業「『誠信』の集い」についてでございます。

滋賀県長浜市との友好のまち締結２０周年と雨森芳洲先生の生誕３５０周年を記念した「『誠信』の集い」を１１月２４日、対馬市交流センターにおいて開催いたしました。

雨森芳洲先生の残した「誠信の交わり」の精神は今も脈々と受け継がれ、対馬における朝鮮通

信使関連事業の取り組みや日韓交流事業に強く息づいています。
雨森芳洲先生の御縁により、生誕地である長浜市との友好のまち交流も、ことしで２０周年を迎えたことを記念し、雨森芳洲先生の顕彰と対馬の子供たちが取り組んでいる朝鮮通信使関連の総合学習の発表の場として開催したものであります。
当日は、長浜市との友好のまち２０周年セレモニー、長浜市学芸員の佐々木悦也さん、対馬芳洲会の小島武博さんの講演に加え、比田勝中学校・厳原中学校生徒による朝鮮通信使の総合学習発表、雨森芳洲先生の顕彰活動をしている団体の事例発表などが行われました。
また、長浜市から市長の藤井勇治様を初め１２名の御参加をいただき、市内からも上野副議長ほか関係団体や市民の皆様にも御参加いただき、盛会のうちに終了することができました。
次に、建設部関係でございます。
対馬地区海道見守り隊に関する協定締結でございますが、１１月８日、万関瀬戸航路の管理者であります国土交通省九州地方整備局様を相手方とし、対馬市及び観光ガイドの会やんこも様、対馬エコツアー様、対馬カヤックス様により「海道見守り隊」の協定を締結いたしました。
この協定は、万関瀬戸における官民協働による効果的かつ効率的な保全を図るとともに、開発保全航路としての重要性等について効果的な広報・啓発を行うためのものであり、全国で１５区域指定されている開発保全航路のうち、関門地区、有明・八代海地区に次いで３カ所目であります。
また、開発保全航路の広報・啓発活動を行う見守り隊としては全国初と聞き及んでおります。
今回の協定締結により、市営渡海船「うみさちひこ」の活用も含め、関係３団体の皆様とともに開発保全航路である万関瀬戸の歴史的意義や保全活動等について、広報・啓発活動に努めてまいりたいと考えます。
次に、教育委員会の関係でございます。
厳原市街地所在史跡群整備完了記念シンポジウムでございますが、１１月１０日、対馬市交流センターにおきまして、厳原市街地に所在し、国から史跡指定を受けている清水山城跡、対馬藩主宗家墓所、金石城跡及び名勝指定を受けております旧金石城庭園の第１期整備完了を記念し、あわせて史跡を活用したまちづくりについて考える契機として、厳原市街地所在史跡群整備完了記念シンポジウム「厳原の史跡からまちづくりを考える」を開催し、多くの市民に御参加いただきました。
シンポジウムでは、長年、対馬藩主宗家墓所等保存整備委員会の委員長として御指導いただいた海の道むなかた館西谷館長による基調講演、文化庁文化財第２課の平澤主任文化財調査官による講話のほか、整備委員会の先生方等によるパネルディスカッションが行われ、その後、３つのコースに分かれて現地説明会を開催しております。

次に、赤米サミットについてであります。

今年度は１１月１２日から１３日にかけて、岡山県総社市で開催され、引き続き、赤米の日本遺産認定を目指していくことや、来年度のサミットを対馬市で開催すること等が確認されました。

なお、今回、総社市役所において非常に丁重なお出迎えを受け、さきの豪雨被害における対馬市の支援に対し、改めて感謝の言葉をいただきましたことを御報告させていただきます。

以上が、行政報告でございます。

なお、本会期中に追加議案として、人事院勧告実施に伴う補正予算案件及び職員給与に関する条例等の一部改正条例を上程する予定としております。

内容につきましては、提出の際に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（小川　廣康君）　以上で行政報告を終わります。

―――――――――――・―――・――――――――――

<u>日程第５．総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告</u>

○議長（小川　廣康君）　日程第５、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、春田新一君。

○議員（４番　春田　新一君）　皆さん、おはようございます。

対馬市議会議長小川廣康様、総務文教常任委員会委員長春田新一。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成３０年第１回対馬市議会定例会において、会議規則第１０５条第１項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第１１０条の規定により次のとおり報告をいたします。

本委員会は、平成３０年１０月２９日、対馬市役所厳原庁舎別館第１会議室において、総務部松井次長兼総務課長、地域安全防災室坂本室長、しまづくり推進部阿比留部長、しまの力創生課一宮課長、永留係長、政策企画課岡田主事の出席を求め、所管事務調査を実施いたしました。

今回は、大分県日田市、福岡県宗像市への行政視察において学んできたことを対馬市に持ち帰り、今後の市政に生かしていくために引き続き研さんを積むべく、委員会を開催したものであります。

その主な内容は、①廃校の利活用の現状と今後について、②移住・定住支援事業の現状について、③空き家バンク制度について、④防災面からの空き家対策について、以上の４項目について、委員からの質問を先に提示した上で、以下の内容で説明を受けました。

まず、①廃校の利活用の現状と今後について。

対馬市公共施設等総合管理計画について。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、国から計画策定の要請がされています。それには、所有施設の老朽化の状況や利用状況、維持管理更新等に係る中長期的な経費や財源見込み、点検、修繕、耐震化、長寿命化等の実施方針など、基本的な考え方を定めるよう示されています。

これを受け、対馬市では、計画期間を２０年間とする総合管理計画を策定しています。

現在の管理と今後の考え方について。

廃校となった教育施設は、教育委員会で行政財産の用途廃止の手続を行った上で、普通財産の引き継ぎがされたものについて、それを所管する各部署で管理を行っていますが、普通財産の引き継ぎがされていないものについては、教育委員会で管理をしています。

今後も、廃校により普通財産となった施設の管理については、周辺住民に対する環境の保全などを主体とした適正な維持管理を行っていきます。

また、利用がない場合の措置について。

廃校により普通財産となった施設は、一定の期間に利活用の見込みがないと判断される場合は、この間の施設の老朽化は必然であります。解体による処分を考えています。また、解体後の土地は、将来的に利用見込みがなく、市の公有財産として保有する必要性がないと判断される場合、民間への売却処分や貸し付けにより有効活用を図っていきます。

対馬市有財産活用等委員会の協議状況について。

市が保有する普通財産は、所在地、広狭、地形、隣接状況など、個々の立地条件により現実的に活用可能なもの、将来的にも利用が困難なものなど、その態様はさまざまであり、一律にその活用方法を定めることは困難であるため、利活用及び処分対象地を抽出し、対馬市有財産活用等委員会に諮りながら利活用及び処分を行っていきたいと考えます。

個別施設計画等今後の市の計画・予定について。

現在、各個別施設ごとの方針を定めた「公共施設等個別施設計画」の策定に取り組んでいます。計画は、総合管理計画で定めた目標、基本方針に基づき、各施設の課題の整理、整備方針、適正配置・適正規模の整理等の内容で、２０２１年までを第１期として、５年ごとに第４期までを設定しています。

次に、②移住・定住支援事業の現状について。

７月以降の新たな移住・定住の動向について。

島外での相談会来場者の中から４件６人が来島され、２件３人が移住を決められました。お試し住宅利用は１０件で、４件がその後の移住につながりました。定住支援住宅は１件４人の利用で、１１月からは上対馬町で２件３人の利用が決定しています。対馬市しまの力創生課「しまぐらし応援室」が支援し、移住に結びついた実績は、平成２９年度は５６人ですが、今年度は9月

末現在で既に６０人に上っています。Uターンが４０人、Ｉターンが２０人で、年代は２０代と３０代が半分以上を占めています。

前住所地は福岡県が多く、移住先は厳原町２８人、美津島町１８人、豊玉町２人、上県町４人、上対馬町８人となっています。

現在の情報発信方法と今後の取り組みについて。

現在は市のホームページ、しまぐらし応援室特設サイト、日本移住交流ナビ等へのサイトリンク、ながさき移住サポートセンター東京窓口での情報発信等です。

今後の取り組みとして、ＬＩＮＥを使った情報発信、しまぐらし応援室特設サイトのさらなる充実を考えています。

利用可能な入居物件把握方法について。

定期的に不動産会社や貸し家所有者の空き家賃貸情報を収集します。また、移住希望者から相談を受けたときに、希望する地区の空き家情報を収集するとともに、区長にも御協力をお願いしています。

対馬市に移住するメリットについて。

都会では味わえない自然の恵みや人情、助け合い、おもてなし等をＰＲしています。移住希望者には、みずから地域に飛び込み、周囲との支え合いの中でともに汗を流すことで、真の地域の一員となると伝えています。

庁舎内外の部署等との連携について。

市役所の各関係部署で移住者情報を共有し、協力して移住者への対応に当たっています。また、長崎県対馬振興局と対馬市商工会及び対馬市役所による人口減少プロジェクトチーム会議を定期的に開催し、随時情報を共有しています。

空き家バンク制度について。

空き家バンク制度は平成１８年度から開始し、ＵＩターン対策の一環として取り組んでいます。これまで３３件の登録があり、現在は１物件を公開、３物件が準備中です。

④防災面からの空き家対策について。

空き家対策特別措置法に関連した条例制定について。

防災面で特に問題となる特定空き家への対応については、条例の制度なくしては対応できないということではないが、条例を制定することにより、市民に対して空き家の適正な管理についての啓発や、情報提供で協力を依頼するといった意義も考えられることから、空き家対策計画の検討を行うに当たっては、条例制定の必要性も含めて検討したいと考えています。

適正な空き家管理のための市の方針について。

現時点で市の方針として明文化したものはありませんが、空き家対策の総合的な窓口は総務課

地域安全防災室としており、一般の方からの御相談があれば、その内容に応じて対応しております。

地域との関係について。

空き家対策においては、所有者等の対応を促すために、危険度や緊急性の高い空き家に関する情報提供や、所有者や関係者への働きかけ等を含め、地域との連携が重要と考えています。

また、県の空き家対策協議会でも、宅建業協会、建築士会、中小建設業協会等との連携がとられており、対馬市においても、これらの業界と連携した相談体制の構築について、検討したいと考えています。

以上が主な説明内容でした。

委員からは、廃校の利活用が進んでいないのは、所在地、広狭、地形、立地条件等活用が困難なところもあると思うが、外部に対してＰＲが足りていないのではないか。移住・定住支援事業については、長崎県対馬振興局、対馬市商工会、対馬市しまづくり推進部との連携はとられているが、市役所内の各部署との連携にも、今以上に力を入れていただきたい。

空き家対策は、利用不可能な空き家、危険度の高い空き家に関して、自治会や周辺住民の意見を取り入れながら、もっと積極的に取り組んでいってほしい等、活発な意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川　廣康君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

────────────・────・────────────

日程第６．厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川　廣康君）　日程第６、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、齋藤久光君。

○議員（１３番　齋藤　久光君）　おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

平成３０年第１回対馬市議会定例会において、会議規則第１０５条第１項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第１１０条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成３０年１０月１８日に、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び長崎県対馬病院の現状と課題について、現地調査を行いました。

当日は、午前９時３０分に対馬市役所豊玉庁舎に集合し、委員全員出席のもと、特別養護老人

ホームひとつばたご、養護老人ホーム丸山、養護老人ホーム対馬老人ホーム及び長崎県対馬病院の状況等について説明を受けました。

上対馬町玖須にあります特別養護老人ホームひとつばたごは、入所者定員３０人及び短期入所者２０人に対し、短期入所者も含め入所利用者５０人という状況の中、看護及び介護スタッフ２７人で入所者の介護に対応していました。

職員の高齢化もあり、少しでも若い介護スタッフ等を確保したいが、募集しても応募がない状況であること、また、地盤沈下等による配水管の破損や屋根の雨漏り等、施設の老朽化も進んでいることから、修繕箇所も多々あるとの説明がありました。

峰町三根にあります養護老人ホーム丸山は、入所者定員５０人に対し、入所者５０人という満床の状況の中、介護スタッフ２２人で、若い職員を中心に入所者の介護に対応していました。

入所者の平均年齢は８６歳であり、医療ニーズの高い要介護状態の利用者がふえていることから、介護スタッフの確保は今後も必要不可欠であるとの説明がありました。また、雨漏りによる修繕箇所も多く、現在は老朽化に伴う厨房の工事を行っているとのことでした。

美津島町雞知にあります養護老人ホーム対馬老人ホームは、入所者定員６０人に対し、入所者６０人という満床の状況の中、看護及び介護スタッフ２０人で入所者の介護に対応していました。

現在の入所者数に対し、職員の業務負担は大きく、介護スタッフの確保が急務であるとのことでした。また、施設が築３０年を超えていることから、空調やボイラー等、老朽化による設備改修も大きな課題であるとの説明がありました。

平成２７年の開院から３年になります対馬病院は、診療、看護、医療技術、事務等、約４６０人の職員で運営をしております。常勤医師は３４人、一般病床数は２２２床であります。年間平均１日当たりの外来患者数は約７００人で、入院患者数は２１３人であり、放射線治療装置の導入、通所リハビリテーションの開設等、医療介護の充実を図っておりますが、患者が島外病院へ流出している状況であるとの説明がありました。

６５歳以上人口の高齢化率は、全国及び長崎県平均よりも高い水準で推移していることから、島内における中核病院として機能していくためにも、対馬市との連携はこれからも必要であると改めて感じました。

現地調査終了後、対馬市役所美津島行政サービスセンターの別館小会議室において委員会を開催し、今回調査した老人ホームについては、平成３１年４月１日から民間へ移譲となりますが、施設の老朽化だけでなく、介護スタッフの不足等、今後においても、介護人材の確保、施設入所の相談等において、行政側のかかわりは必要である旨の意見がありました。

また、対馬病院についても、旧中対馬病院跡地の利活用検討を含め、島内における地域包括ケアシステムを支える重要な医療機関として、対馬市のバックアップが今後も必要不可欠であると

の意見がありましたので、報告をいたします。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川　廣康君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　これで質疑を終わります。

───────────・───・───────────

日程第７．産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川　廣康君）　日程第７、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（１６番　大部　初幸君）　それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

平成３０年第１回対馬市議会定例会において、会議規則第１０５条第１項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第１１０条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成３０年１０月２３日、全委員出席のもと、農林水産業の振興に関して所管事務調査を実施いたしました。

まず、午前１１時から、市の農林水産部職員にも同行していただき、厳原町下原にありますＪＡ対馬和牛繁殖センターの現地視察を行いました。

現地では、対馬農協の井営農部長や担当職員の方から対馬の畜産の現状や同施設の概要等について説明を受けました。

対馬地域においては、肉用牛経営が農業の基幹品目でありますが、農家の高齢化による労力低下や後継者不足による離農から飼養頭数は減少しており、平成３０年４月現在で肉用牛農家戸数は５０戸、繁殖雌牛飼養頭数は３２２頭とのことであります。

今後の農業振興のためには、増頭と子牛の生産性の向上が必要であることから、島内外の優良雌牛に人工授精を行った妊娠牛の提供や農家の不妊牛を預かり療養させることで、経営リスクや労力の軽減、子牛の生産性の向上を図り、農協が繁殖経営に取り組み、肉用牛の振興を担うとともに、地域のモデルとなる経営の確立を目的に、平成３０年１月に同施設が整備されております。現在２５頭を飼養しており、うち８頭が受胎しているとのことであります。

次に、午後１時２０分から市役所厳原庁舎別館第２会議室において、西村農林水産部長、井田水産課長、三原水産課主幹の出席を求め、いそ焼け対策の取り組み状況についての説明を受けました。

対馬沿岸の藻場は、平成１０年以降、衰退が顕在化しており、平成２５年の藻場の分布状況で

は、西海岸では上県町仁田以北、東海岸では美津島町鴨居瀬以北が残存している状況で、近年では、平成２５年夏の高水温により、アラメ、カジメの大量流出が発生しているとのことでした。

　これまでの藻場保全・再生の取り組みとして、離島漁業再生支援交付金事業や水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁業集落単位や漁協の活動組織において、ガンガゼやイスズミ等の食害生物の駆除やヒジキ、カジメ等の種苗投入、水域の監視等が行われており、豆酘・女連・尾浦・高浜地区には藻場礁を設置しているとのことであります。しかしながら、このような取り組みも藻場の衰退を止めるまでには至っていない状況であります。

　このような状況から、これまでの取り組みに加え、対馬全体が一体となって取り組むための方向性・計画等を示した「対馬沿岸藻場再生計画」がことし１０月に策定をされています。計画期間は平成３０年度からの１０年間で、これまでの単一的な点の取り組みから面の取り組みへスケールを広げ、対馬全体が一体となった食害生物の一斉駆除や母藻投入、種苗移植等に取り組んでいくとの説明でありました。

　委員からの意見として、県や大学等の研究機関ともっと連携しながら取り組むべきではないか、対馬全体で一斉に取り組むべきではないか、森の再生についても連携して取り組むべきではないか、駆除した食害魚の有効活用も検討していくべきではないか、取り組み事例等の情報発信が不十分ではないか、藻場が残存している区域の保全にも力を入れるべきではないか、藻場再生計画を実現させるため着実に取り組んでいただきたい等の意見がありました。

　以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川　廣康君）　報告が終わりました。

　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　これで質疑は終わります。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第８．「議案第６６号　財産取得契約の締結について」に係る再議について

○議長（小川　廣康君）　日程第８、「議案第６６号　財産取得契約の締結について」に係る再議について議題とします。

　地方自治法第１１７条の規定により、春田新一君の退場を求めます。

〔4番　春田　新一君　退場〕

○議長（小川　廣康君）　市長から平成３０年第３回定例会における議案第６６号、財産取得契約の締結についての議決について、違法な議決と認め、地方自治法第１７６条第４項の規定により再議に付されました。

　再議に付した理由について説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君）　ただいま議題となりました、「議案第６６号　財産取得契約の締結について」に係る再議について、その提案理由を御説明いたします。

議案第６６号、財産取得契約の締結については、平成３０年第３回議会定例会におきまして、９月４日付議決されたものでございます。地方自治法では、利害関係が疑われる議員はその事件の議事に参与できないことが規定されており、当該議案の審議において、関係する議員を除斥せずに議決が行われたため、同法第１１７条に抵触することとなりました。

つきましては、再議請求により当該契約の効力が停止しておりますので、その事務手続の瑕疵を治癒するため、地方自治法第１７６条第４項の規定により再議を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第６６号、財産取得契約の締結について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川　廣康君）　ありがとうございます。起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

春田新一君の入場を求めます。

〔４番　春田　新一君　入場〕

○議長（小川　廣康君）　次に、９月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成２９年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出があっております。

──────────────・────・──────────────

日程第９．認定第１号

○議長（小川　廣康君）　日程第９、認定第１号、平成２９年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、船越洋一君。

○議員（７番　船越　洋一君）　それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成３０年第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第１号、平成２９年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、同規則第１１０条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成３０年１０月３日から５日までの３日間にわたり、対馬市議会議場において、市長、代表監査委員を初め、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成２９年度一般会計の歳入総額は３２６億９，１１４万７５０円で、前年度と比較すると１３億８，２４６万６９５円、率にして４．４％の増であります。

主な要因は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の増による国庫補助金の増、積立金取り崩しによる繰入金の増であります。

また、歳出総額は３１８億９９３万７３０円で、前年度と比較すると１５億４，６４５万３，７５４円、率にして５．１％の増であります。

主な要因は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業費の増であります。

歳入の構成比率では、自主財源の柱である市税が占める割合は９．０％となっており、前年度より０．５ポイント減少しております。

歳出の構成比率は、義務的経費の占める割合が４１．７％で、前年度より４．８ポイント減少しておりますが、本市においては、依然として自主財源に乏しい硬直した財政構造となっている状況であります。

平成２９年度においては、有人国境離島法に係る関連事業による国・県支出金やふるさと納税による寄附金が増加となっているものの、普通交付税の合併算定替えの段階的な縮減の影響もあり、地方交付税は減少しており、前年度より６億３，０００万円余りが減となっております。

また、市税においては、徴収率は８４．８２％で、前年度と比較すると０．１９ポイント増加していますが、不納欠損額も大きく増加している状況であります。

少子高齢化の進展や人口減少は、全国的にも大きな課題となっており、当市においても喫緊の課題となっています。こうした社会状況や環境変化の中、財政運営における貴重な財源である税収入を確保していくためには、税負担の公平性の観点からも、現年度課税分の徴収強化と並行して滞納繰越分に対する滞納処分の強化に努めていくことが重要であり、組織体制の見直しも含め

た人員配置の検討も必要と考えます。

今後の財政運営に当たっては、市税を初めとする自主財源の確保に、より一層努められ、経常経費の節減や事務事業の評価・見直しを行うなど、自立し安定した財政基盤の確立を図られることを強く望みます。

最後に、市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分に考慮され、市民が安心・安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の市政運営に生かされるよう強く要望をいたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（小川　廣康君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。この採決は起立によって行います。

認定第１号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川　廣康君）　ありがとうございます。起立多数です。認定第１号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。再開を１１時１０分からといたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（小川　廣康君）　再開します。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第１０．認定第２号

日程第１１．認定第３号

日程第１２．認定第４号

日程第１３．認定第５号

日程第１４．認定第６号

日程第１５．認定第７号

日程第１６．認定第８号

日程第１７．認定第９号

○議長（小川　廣康君）　日程第１０、認定第２号、平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第１７、認定第９号、平成２９年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの８件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、春田新一君。

○議員（４番　春田　新一君）　それでは、総務文教常任委員会の審査の経過を報告いたします。

平成３０年度第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条第１項の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました、認定第７号、平成２９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第１１０条の規定により、次のとおり報告をいたします。

本委員会は、１０月３日、対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、全委員出席のもと、慎重に審査をいたしました。

歳入に係る決算額は、３，９６７万9，２９８円で、１款事業収入は、旅客運賃、貨物運賃、あわせて２６１万9，１００円、２款国庫支出金は、赤字航路事業に対する国庫補助金１，６８０万７，５６６円、３款県支出金は、赤字航路事業に対する県補助金６５７万8，６６３円、４款繰入金は、一般会計からの繰入金１，３５５万9，７９９円、７款諸収入は、嘱託、臨時職員の雇用保険料及び高齢者移動費助成券利用に係る運賃との差額収入分が主な内訳です。

次に、歳出に係る決算額は３，９５７万9，２９８円で、１款総務費の主なものは、給料、職員手当等の人件費、２，１９８万9，８８８円、２款施設費は、燃料費５０８万6，４３１円、貝口浮桟橋撤去工事に係る工事請負費９１５万6，４４０円で、この事業は平成２８年度からの繰越事業です。３款公債費は、船舶の建造及び待合所建築に係る償還金利子３６万3，６００円となっております。

以上、本委員会に付託されました認定第７号、平成２９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、採決した結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員からは、今後は航路運航中心ではなく、観光船としてのさらなる活用についても取り組んでいく必要があるのではないか等の意見も出されました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川　廣康君）　次に、厚生常任委員長、齋藤久光君。

○議員（１３番　齋藤　久光君）　それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成３０年第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条第１項の規定により本委員会

に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第２号、平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第６号、平成２９年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの５件であります。

その審査の経過と結果を同規則１１０条の規定により次のとおり報告をいたします。

本委員会は、１０月４日対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第２号、平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算に認定について、歳出の１款１項１目の一般管理費は、診療所運営等に係る光熱水費、医療機器等の保守点検に係る委託料、公設民営診療所に対する運営費等補助金、２款１項医業費は、医業用器具使用料及び医業用備品購入、診療所で使用する薬品、ガーゼ等の医業用消耗器材費及び衛生材料費が主なものとなっております。

なお、不用額の主なものは、各診療所において外来患者の検査や治療に使う医業用器具使用料、医業用消耗器材費及び医業用衛生材料費の執行残となっております。

認定第３号、平成２９年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の１款１項１目の一般管理費は、国民健康保険の都道府県単位化に伴う作業部会等へ出席旅費、被保険者証に係る共同電算処理手数料、国保システム改修業務委託料、３目の医療費適正化特別対策事業は、主にレセプト点検に係る嘱託職員の報酬及び医療費通知等に係る郵便料であります。

２款４項１目の出産育児一時金は、国保被保険者が出産したときに１子につき４２万円を上限に一時金として助成するものであり、平成２９年度の支出件数は３８件であります。２款５項１目の葬祭費は、国保被保険者が死亡したときに葬祭を行った方に対し２万円を支給するものであり、平成２９年度の支出件数は５６件であります。

認定第４号、平成２９年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金は、低所得者や被用者保険の被保険者であった人に対する保険料軽減分を長崎県後期高齢者医療広域連合へ負担する保険基盤安定負担金と市で徴収した保険料を広域連合へ納付する保険料納付金であります。３款１項１目の保険料還付金は、過年度分に係るもので、死亡や転出等により過納となった保険料を被保険者や法定相続人に還付したものであります。

認定第５号、平成２９年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の１款１項１目の一般管理費は、人件費や保険料の通知等に係る役務費、介護認定審査会支援システムの保守点検及び介護保険システムの改修に係る委託料、１款３項２目認定調査等費は、１１人の介護認定調査員が年間約３，２００件の介護認定調査を行った際の調査委託料が主なものとなっております。

認定第６号、平成２９年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の１款２項３目の一般介護予防事業費は、介護予防教室や介護予防等の自主活動を実施している３８団体への活動助成、つしまやまねこ体操の普及啓発に係る対馬市ケーブルテレビへの放送委託料が主なものであります。

１款３項１目の包括的支援事業費は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが、地域の高齢者のニーズ等の把握やワークショップ等を実施し、地域主体で生活支援活動を行うための体制づくりに係る業務委託料であります。

１款３項２目の任意事業費は、在宅歯科診療補助金や介護用品支給費が主なものであります。要介護４、要介護５の在宅高齢者等の住民税非課税世帯を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給するものであり、平成２９年度の対象件数は２９件であります。

以上、本委員会に付託されました認定第２号から認定第６号までの特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（小川　廣康君）　次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（１６番　大部　初幸君）　それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成３０年第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条第１項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第８号、及び認定第９号の２件について、その審査の経過と結果を、同規則第１１０条の規定により、次のとおり報告をいたします。

本委員会は、１０月５日、対馬市役所豊玉庁舎３階大会議室において、小島委員を除く全委員出席のもと、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、認定第８号、平成２９年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額２，２３６万８，３９９円、歳出決算額２，２３６万５，９７９円で、歳入歳出差引残額は２，４２０円であります。加入対象件数は８９件のうち平成２９年度末の加入件数は６５件で、加入率は７３．０３％となっております。また、平成２９年度末の下水道事業債の未償還残高は1億８，７００万５，０００円で、最終償還は平成４６年３月となっております。

次に、認定第９号、平成２９年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収支は、水道事業収益１２億２，５９４万４，６８４円に対し、水道事業費用１０億２，７２９万６，９７０円で、当年度純利益は税抜きで1億７，１９１万７，８６２円であります。水道料金収納率は、現年度分が９６．７７％過年度分が５９．６２％となっております。

資本的収支は、収入総額５億９，０９４万６，０１５円に対し、支出総額９億５，５３１万１，７１８円で、３億６，４３６万５，７０３円の財源不足となりましたが、これについては、当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補塡しております。

また、翌年度繰越額の１億９，５３４万７，６８０円は、琴地区統合簡易水道整備事業や中央地区簡易水道基幹改良事業等の事業費を、翌年度へ繰り越したことによるものであります。

なお、水道事業会計は、平成２９年３月３１日をもって対馬市簡易水道事業特別会計を廃止し、同年４月１日から経営統合しており、平成２９年度末の給水戸数は１万５，８４４戸、給水人口は３万１，０２２人であり、年間排水量は４５４万７４９立方メートルに対し、年間有収水量は３２３万５，９９３立方メートル、有収率は７１．２７％となっております。

最後に、総括として、市民にとって必要不可欠な水の安定供給が図られるよう、隣接する水道施設との水道管の接続や新たな水源の開発等の検討、研究を進められるとともに、水道事業の健全な事業運営を目指し、今後も更なる経費節減と収納率向上に努められ、なお一掃の経営努力を期待します。

以上、本委員会に付託されました認定第８号及び認定第９号の２件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川　廣康君）　以上で、３常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第２号から認定第９号までの８件に対する討論、採決を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。この採決は、起立によって行います。

８件に対する各委員長の報告はいずれも認定とするものでございます。

お諮りします。認定第２号、平成２９年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号、平成２９年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号、平成２９年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号、平成２９年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第６号、平成２９年度

対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第７号、平成２９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第８号、平成２９年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第９号、平成２９年度対馬市水道事業会計決算の認定についての８件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小川　廣康君）　ありがとうございます。起立多数です。したがって、認定第２号から認定第９号までの８件は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

────────────・───・────────────

日程第１８．承認第１０号

○議長（小川　廣康君）　日程第１８、承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて、平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江　正光君）　ただいま議題となりました承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第４号）を、去る１０月９日付で地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、去る１０月６日の台風２５号による災害復旧費に係る経費を計上するものでございます。

予算書3ページをお願いします。平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２２億4，８５０万円とするものでございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ及び5ページの第１表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明を申し上げます。８ページをお願いします。まず、歳入でございますが、１０款地方交付税は普通交付税を１，９８０万円追加しております。次に、歳出でございます。１１款災害復旧費１項農林水産施設災害復旧費２目林業施設災害復旧費に８件２８０万円、３目漁港施設災害復旧費に３件２９０万円を計上しております。２項公共土木施設災害復旧費１目道路災害復旧費に１４件４２０万円、２目河川災害復旧費に２件２３０万円を計上しております。３項文教施設災害復旧費１目文教施設災害復旧費では、今里小

学校体育館復旧工事など９件７６０万円を計上しております。

なお、全体の災害件数は３６件、１，９８０万円となっております。いずれも単独事業でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。承認第１０号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。承認第１０号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

────────────・────・────────────

日程第１９．議案第７４号

○議長（小川　廣康君）　日程第１９、議案第７４号、平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江　正光君）　ただいま議題となりました議案第７４号、平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第５号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと納税による寄附金の追加５，０００万円に対する返礼システム事業３，１０２万１，０００円、移住定住者の増加を図るためのＵＩターン推進事業４００万円、朝鮮通信使に関する資料を展示するための仮称、朝鮮通信使資料館整備事業３，２４８万３，０００円、国の補正によるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用した小中学校ブロック塀改修事業７，６６７万３，０００円、及び小中学校幼稚園空調設備整備事業７億７，８０５万７，０００円、

国指定文化財の多言語音声解説システムを整備する文化財観光アプリケーション整備事業６７７万2,０００円などが主なものでございます。

予算書の３ページをお願いします。平成３０年度対馬市一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１億1,０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３３億5,８５０万円とするものでございます。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページから６ページにかけての第１表歳入歳出予算補正によるとするものです。第２条債務負担行為の補正でございますが、８ページから９ページの第２表債務負担行為補正によることと定めております。

第３条地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更を８ページから９ページの第３表地方債補正によることとし、地方債の限度額を５６億9,８８０万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

１４ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、１０款地方交付税は普通交付税を1億4,４６９万7,０００円追加しております。１２款分担金及び負担金１項分担金は、漁港整備事業分担金７２万円を減額し、２項負担金は、助産、母子生活支援施設入所負担金を１６万6,０００円減額しております。１３款使用料及び手数料１項使用料は、国際ターミナル使用料1,９００万円の追加が主なものでございます。１４款国庫支出金１項国庫負担金については、施設型給付費負担金1,９９６万円の追加、幼稚園施設型給付費負担金２４５万6,０００円の追加が主なものでございます。

１６ページをお願いいたします。２項国庫補助金でございますが、１目総務費国庫補助金は離島活性化交付金1,５０６万6,０００円を追加し、６目土木費国庫補助金は補助金の決定に伴う社会資本整備総合交付金1,７２６万1,０００円を減額し、８目教育費国庫補助金は国の補正によるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金など1億1,１７８万1,０００円を計上しております。１５款県支出金１項県負担金は、施設型給付費負担金９９８万円の追加が主なものであり、２項県補助金は１目総務費県補助金で、補助金の決定に伴う地籍調査事業補助金2,１４６万8,０００円の減額が主なものでございます。

１８ページをお願いいたします。３項委託金でございますが、長崎県議会議員選挙費委託金６１９万5,０００円の追加などによるものでございます。１６款財産収入１項財産運用収入でございますが、土地貸付収入５３万円を追加しております。１７款寄附金はふるさと納税による指定寄附金5,０００万円を追加し、１８款繰入金は小中学校空調設備整備事業のための教育施

設整備基金繰入金１億円を計上し、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金１，１５０万円、子ども夢づくり基金繰入金１５９万８，０００円をそれぞれ追加しております。

２０ページをお願いいたします。２０款諸収入は雑入１，５００万３，０００円を追加しております。２１款市債でございますが、ブロック塀・空調設備整備事業債などそれぞれの事業の増減により６億３，８５０万円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

予算書の２２ページをお願いいたします。１款議会費でございますが、職員人件費など３３万円を追加しております。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は職員人件費など２，４５９万６，０００円を追加し、５目財産管理費は庁舎等の光熱水費、修繕料など１，５１９万２，０００円を追加しております。

２４ページをお願いいたします。７目企画費でございますが、資料につきましては、１ページ上段及び中段を御参照ください。ふるさと納税による寄附金５，０００万円の増加を見込み、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金に同額を積み立て、返礼品等の経費としてふるさと納税返礼システム事業３，１０２万１，０００円を追加し、移住定住者の増加を図るためのＵＩターン推進事業４００万円を追加、ＣＡＴＶ施設の修繕料２，３００万円の追加が主なものでございます。

２６ページをお願いいたします。２項徴税費は職員人件費１，０２３万７，０００円の減額と納税組合事務取扱交付金など２８０万円を追加し、３項戸籍住民基本台帳費は職員人件費８５１万６，０００円を減額しております。

２８ページをお願いいたします。４項選挙費６目長崎県議会議員選挙費６１９万５，０００円を追加し、５項統計調査費は３目地籍調査費で２，８２４万６，０００円を減額しております。

３０ページをお願いいたします。３項民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費は職員人件費など２，０３０万８，０００円を追加し、４目国民健康保険費は職員人件費６５３万９，０００円を減額しております。５目老人福祉費でございますが、養護老人ホーム入所措置費１，９７５万２，０００円の追加。３２ページに続きます。介護保険特別会計繰出金１，７５８万６，０００円の減額が主なものでございます。

２項児童福祉費１目児童福祉総務費は職員人件費など６２３万８，０００円の減額、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料４９８万５，０００円の計上が主なものでございます。２目児童福祉施設費は職員人件費など７９７万４，０００円の減額。３４ページに続きます。委託費負担金１，４２１万９，０００円の追加が主なものであり、３項生活保護費は職員人件費２４８万１，０００円の追加、庁用車購入費９７万７，０００円の計上が主なものでございます。

４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は、職員人件費１，１８５万９，０００円の減額。

３６ページに続きます。水道事業負担金２１２万円の追加が主なものであり、２項清掃費１目清掃総務費は職員人件費１，４４４万９，０００円の追加が主なものでございます。６款農林水産業費１項農業費でございますが、２目農業総務費は職員人件費４９２万２，０００円の減額が主なものでございます。

３８ページをお願いいたします。４目畜産業費は肉用牛新規参入施設整備事業補助金２５０万円、肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金１２０万円の計上が主なものでございます。２項林業費１目林業総務費は職員人件費３４６万２，０００円の減額、２目林業振興費については、４０ページをお願いいたします。林業従事者人財育成事業委託料５００万円の減額、離島輸送コスト助成事業補助金２，３４２万２，０００円の追加が主なものでございます。３項水産業費１目水産業総務費は職員人件費１，００５万４，０００円の減額、２目水産業振興費は産地水産業強化支援事業補助金１，０１１万１，０００円の追加が主なものであり、４目漁港建設費は国庫補助金の決定による事業費の減額が主なものでございます。

４２ページをお願いいたします。７款商工費１項商工費１目商工総務費は職員人件費など５００万８，０００円の減額、３目観光費は、資料につきましては１ページ下段を御参照願います。朝鮮通信使に関する資料などを展示し、建設中の博物館や周辺の史跡等と連携し、観光客誘致及び歴史文化の振興を図るための、仮称、朝鮮通信使資料館整備事業３，２４８万３，０００円の計上が主なものでございます。

４４ページをお願いいたします。８款土木費２項道路橋りょう費２目道路維持費は、維持補修工事６７８万２，０００円の追加が主なものであり、３目道路新設改良費、４目橋りょう費は国庫補助金の決定による事業費の増減が主なものでございます。

４６ページをお願いいたします。４項港湾費は、国際ターミナル使用料徴収委託料３８０万円の追加が主なものであり、６項住宅費は住宅の修繕料３３４万３，０００円の追加が主なものでございます。

４８ページをお願いいたします。９款消防費１項消防費１目常備消防費は職員人件費など８９５万円の減額、４目防災対策費は、桟原地区防災対策工事１，７００万円を計上するものでございます。１０款教育費１項教育総務費２目事務局費は職員人件費４９１万５，０００円を追加するものでございます。

５０ページをお願いいたします。２項小学校費、３項中学校費、４項幼稚園費でございますが、資料につきましては、２ページ上段及び中段を御参照願います。学校敷地内の安全性に問題があるブロック塀の改修を行い、児童生徒の安全を図るためのブロック塀改修事業に小学校費では４校６カ所３，５８４万６，０００円、中学校費では３校６カ所４，０８２万７，０００円を計上し、また近年夏の猛暑により児童生徒の熱中症の危険性が高まっているため、教室の室温を適正に管

理するための空調設備整備事業に小学校費、１９校１２４教室5億５９５万5，０００円、中学校費、１２校５９教室２億5，４４３万円、幼稚園費、鶏鳴幼稚園４教室1，７６７万2，０００円の計上が主なものでございます。

５２ページをお願いいたします。５項社会教育費１目社会教育総務費は職員人件費４９１万5，０００円の追加、３目文化財保護費でございますが、資料につきましては２ページ下段を御参照願います。韓国人観光客を含む外国人観光客並びに国内観光客のさらなる誘致と旅行満足度の向上を図るため、国指定文化財７カ所に多言語音声解説システムを整備するための文化財観光アプリケーション整備事業６６７万2，０００円の計上が主なものでございます。６項保健体育費１目保健体育総務費は、スポーツ活動振興補助金１５９万8，０００円の追加によるものでございます。

５４ページをお願いいたします。１１款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費でございますが、１目道路災害復旧費と２目河川災害復旧費の事業費の組み替えによるものでございます。１３款諸支出金２項公営企業費は旅客定期航路事業特別会計繰出金１２９万9，０００円の追加によるものでございます。

なお、５６ページから５９ページにかけて補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いします。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。９番、黒田昭雄君。

○議員（９番　黒田　昭雄君）　予算書の５１ページ、５０、５１ページですね。教育委員会にお伺いしたいんですけれども、空調設備工事ですかね、それとブロック塀の件なんですけど、これ国の方針でもありますし、子供の命を守るということで反対をするものではありませんけれども、これに関連してちょっと質問をしたいと思います。

当初、このエアコンの設置については、市長のほうも毎年の運用コストですか、いわゆるランニングコストですね。これが非常に気にかかっていたと思うんですけれども、特に、電気料、あと保守点検料、その中でも夏場しか使わないということは、かなりカビもほこりも、子供たちが最近鼻炎も多いということですので、そこら辺の保守点検も非常にかかるんであろうと思います。今、国のほうでは来年度、普通交付税を上乗せを検討していますというんですね。そういう状況であろうと思いますけども、真水の補助金等はいただけないものだろうと私も予想をしております。

こういった中で、設備はしっかり整ったはいいわけですね。かなり絞ってスイッチをつけさせ

ないというんですか、そこにエアコンがあるのにかえって我慢をしなきゃいけないという、そういったことが起こるんではなかろうかとずっと心配しているんですけども、今の現段階で、そういった毎年の運用コストがどれぐらい積算されているのか、それと国の今の検討の話もありますが、今はっきり決まっていない中でどう考えていらっしゃるのか。それが１点と。

もう一点が、ブロック塀のことについてですけれども、これ学校敷地内ということでございます。各企業とか大きな家とか擁壁は普通の道路が高いところでブロック塀をしているとか、通学路には非常に、かえって民間のほうが危険だと思いますけれども、民間ですから教育委員会がそこら辺が踏み込めるかどうかですね。今回の問題について建設のほうは、部のほうがそういう話を入れるかどうかわかりませんですけれども、その点については答えられるところが、建築基準法に照らして、民間のブロック塀を、危険なブロック塀をどう考えていらっしゃるのか。この２点をお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川　善美君）　まず第１点目の運用のコストについてでございますけれども、現在、調べておるのは、電気代関係のコストの削減ということで、一応資料としては作成をいたしております。現在、２９年度の電気代の使用料が小中幼稚園をあわせまして約５，０００万円程度あります。その中で、今回、空調設備を設置することで追加として約６６０万円ぐらいかかる予定にはなっておりますけれども、あわせまして、現在、冬の場のストーブの灯油関係で４５０万円程度の経費がかかっております。

その分でありますと、コストダウンというよりも電気代のほうが若干２００万円ぐらいかかるのかなということで試算している状況でございます。

あと、ブロック塀の通学路における民間の方の対策につきましても、教育委員会として、先ほど議員おっしゃったように、教育委員会としては、お願いはできても強制はできない状況でございますので、できるだけ通学路については安全対策委員会等ございますので、その中でも協議をしながら、警察等と一緒に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

済みません、財源の件になりますけれども、今回のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の制度の概要になりますけれども、今回の空調設備で、ここでは先ほど説明がありましたけれども、3分の１でございます。あわせまして、地方債ということで、学校教育施設等の整備事業債、これが１００％ということで今のところ聞いております。その中で、元利償還金の６０％程度を交付税で一応見込んでいるところでございます。

○議長（小川　廣康君）　９番、黒田昭雄君。

○議員（９番　黒田　昭雄君）　わかりました。ただ、６６０万円ですかね、余分にエアコンでか

かるであろうというお話でありましたが、そこの積算を、私もわかりませんが、言いたいことは、せっかく熱中症を防ぐため、また現況効果を上げるためにエアコンを設置してあるのに、惜しんで惜しんで、かえってストレスをかけるような、そういうことはしてもらいたくないなと思いまして、何とか財源の確保ですね、交付税ということでありますけども、そこはわかりました。

その件で、その１点、今から年末、この年度末になりますけども、今度の夏までには多分設置したいであろうと思っていると思いますが、春休み、そこに一気にするというのもまた難しかろうし、この年度末はかなり業者も非常に仕事も込み入っているという話も聞いておりますので、そこら辺の入札、発注等のタイミングには気をつけて行っていただきたいと思います。

あと、ブロック塀のことについては、これ教育委員会としてはそこまでしかできないと思うんですが、多分、建築基準法に照らしてのことであれば、建設部とか市長部局のほうもかかわっていかないとと思いますので、非常に危険なところはあると思いますので、民間の分もいろいろな協議会等の、強制力はないにしても十分気をつけて行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小川　廣康君）　ほかにありませんか。１番、坂本充弘君。

○議員（１番　坂本　充弘君）　文化財のアプリケーション整備事業についてお尋ねいたします。

多言語の音声解説システム、これは何カ国語になるわけでしょうか。そして、そのシステムの作動ですね、これはどのように作動するようになるんでしょうか。２点お願いします。

○議長（小川　廣康君）　教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川　善美君）　議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、何カ国語の対応になるかということですけど、現在のところ１０カ国語等を予定をいたしております。内容的にも日本語も当然ですけれども、英語、フランス語、ドイツ語とか１０カ国語を予定をしております。

それと、内容ですけれども、日本人客も当然ながら外国人観光客が特に多くなっております。その中で、外国人観光客のお世話になる広範囲の誘致とか満足度を上げる目的で、対馬の自然とか歴史を活用した地域の特色を生かした多言語のオメガコードというのがございまして、それを自分の持ってある携帯端末でダウンロードをしていただく。対馬市のＷｉ－Ｆｉ、無料のＷｉ－Ｆｉがありますけれども、市のＷｉ－Ｆｉがあるところで、そこでダウンロードします。で、現地に行って電波が届かなくても、現地の説明板等にオメガコードというのを貼りつけますので、そこでかざしていただいて、写真であったり解説文であったり音声とか出るようになりますので、そこで活用をしていただこうという考えのものでございます。

以上でございます。

○議長（小川　廣康君）　お願いがございます。これ配付しておりますように、それぞれの委員会

に付託を予定しておりますので、坂本議員、総務ですので、その辺を注意して質問をしていただきたいと思います。

ほかにありませんか。３番、長郷泰二君。

○議員（３番　長郷　泰二君）　予算書の４５ページ、確認をさせてください。仁位貝鮒線の道路改良工事の追加が予算計上されております。これは、当初予算に計上されたものが追加なんでしょうけども、この仁位貝鮒線の現在の進捗状況と、この仁位貝鮒線を何年間でもって完成させようと考えてあるのか。お尋ねいたします。

○議長（小川　廣康君）　建設部長、小島和美君。

○建設部長（小島　和美君）　失礼します。市道仁位貝鮒線の改良工事についてですけど、今回、補正で当初１，０００万円の工事費にプラス３００万円補正をしております。この分につきましては、委託料のほうから組み替えということで、貝鮒線の委託料を減にして３００万円工事のほうに組み替えております。

それと、今年度、初年度、３０年度から着工ということで、今のところ最終完成年度、平成３９年度を予定しております。

現在の進捗状況ですけど、今、構造物等の修正設計を委託してその準備をしております。

以上でございます。

○議長（小川　廣康君）　３番、長郷泰二君。

○議員（３番　長郷　泰二君）　聞き間違いじゃないよね、３９年。ことしは確かに当初１，０００万円だったからまだ発注はできる段階ではないとは考えておりますけども、ちょっと３９年って、今度聞くときはもう少しこの完成年度を短く答えてもらえるように努力してください。

ここは御承知のように、質問をさせてもらったように、産業道路、一般道路、そして烏帽子、和多都美に通じる観光の道路であることも十分に御承知の上での３９年設定ではあろうかと思いますが、もう少し、熟慮して３９を少し３５ぐらい、努力して予算確保を、これ建設部長だけに言っているわけではないんで、関係する全ての部署、方々の御尽力を期待しております。

以上です。

○議長（小川　廣康君）　ほかにありませんか。７番、船越洋一君。

○議員（７番　船越　洋一君）　１点だけお伺いします。

この仮称、通信使資料館整備事業についてですが、これは、建物は確か企業団の建物だったと思うんですけども、そこらの話はついているのか。そして、今回は、基本設計委託料として上がっているわけですが、本工事というのはいつぐらいからやられる予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小川　廣康君）　観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵　　輝孝君）　お答えをしたいと思います。

現在、予定をしております市役所の裏の旧いづはら病院の国分宿舎ですかね。の１階部分を改修するということで計上いたしております。

交渉については、事務方、まだ事務方サイドですけれども、協議を企業団、企業団といいますか、対馬の病院の中にありますこの担当のほうと協議を進めております。前向きには検討をしてもらっていると思っておりますが、最終的な決断等については、決断というか、判断等については、現在、協議を進めているというところでございます。

スケジュールにつきましては、この議会で決定をいただければ、早速、基本設計、実施設計に取りかかり、その時期については９月ぐらいで工事の発注、予算等ができれば工事の予算を計上したいというふうに思っております。

開館に向けては、この内容次第ではありますけれども、対馬市の方向性としては、できれば博物館の開館とあわせてオープンができればというふうには準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川　廣康君）　７番、船越洋一君。

○議員（７番　船越　洋一君）　この事業は博物館建設と並行、連動している可能性もありますし、委員会で付託されると思いますんで、委員会でしっかりと議論していただきたいと思うんですが、実施設計も基本設計、今委託するわけですけども、工事も今説明がありましたように、博物館建設と連動しているような可能性もありますので、特に企業団との建物の話し合いというのはしっかりとしていただいて、無償譲渡になるのか借りるのか、そこら辺もしっかりとした中で進めていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小川　廣康君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩をいたします。再開を１時２０分からといたします。

午後０時14分休憩

午後１時19分再開

○議長（小川　廣康君）　再開します。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２０．議案第７５号

日程第２１．議案第７６号

日程第２２．議案第７７号

日程第２３．議案第７８号

日程第２４．議案第７９号

日程第２５．議案第８０号

○議長（小川　廣康君）　日程第２０、議案第７５号、平成３０年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）から日程第２５、議案第８０号、平成３０年度対馬水道市事業会計補正予算（第４号）までの６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長（松本　政美君）　ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第７５号から議案第７７号につきましては、福祉保険部所管でございますので、その提案理由と内容について御説明いたします。

まず、議案第７５号、平成３０年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、過年度に係る療養給付費等負担金の返還が主なものでございます。

補正予算書の３ページをお願いいたします。

平成３０年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第１条第１項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，８５５万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億７，０５７万５，０００円とするものです。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は４ページ及び５ページの第１表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入でございますが、８ページ、９ページをお願いいたします。

１款１項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険及び退職被保険者等国民健康保険への加入者の減によりまして現年課税分を減額いたしております。

７款１項の繰越金は、前年度の繰越金を追加計上いたしております。

８款諸収入１項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金分の追加、１０ページ、１１ページの４項雑入は一般被保険者第三者納付金及び過年度の退職者被保険者に係る療養給付費等交付金でございます。

次に、歳出について、その主なものを説明いたします。

１２ページ、１３ページをお願いします。

５款保健事業費１項特定健康診査等事業費は、特定健診システム改修委託料の不用額を減額いたしております。

８款諸支出金１項償還金及び還付加算金は、平成２９年度一般被保険者の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金に係る償還金でございます。

続きまして、議案第７６号、平成３０年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合への納付金の追加が主なものでございます。

補正予算書の３ページをお願いいたします。

平成３０年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第１条第１項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，２９７万４，０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ及び５ページの第１表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入でございますが、８ページ、９ページをお願いいたします。

５款繰入金１項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入額を減額いたしております。

６款繰越金は、前年度の繰越金を追加計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１款総務費１項総務管理費は、人事異動等に伴う職員給与等の調整額でございます。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金は、４月、５月に納付されました保険料分についての納付負担金の追加でございます。

３款諸支出金は、保険料還付金の減額分でございます。

続きまして、議案第７７号、平成３０年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、高額介護サービス費負担金の追加及び過年度にかかる介護給付費国庫負担金及び県費の返還が主なものでございます。

補正予算書の３ページをお願いいたします。

平成３０年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第１条第１項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５６１万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９億２４９万５，０００円とす

るものです。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ及び５ページの第１表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入でございますが、８ページ、９ページをお願いいたします。

１款１項介護保険料は、第１号被保険者にかかる現年度特別徴収及び普通徴収保険料を増額いたしております。

３款２項国庫支出金、国庫補助金は、当初予算で計上いたしておりました制度改正にかかるシステム改修補助金の国庫補助金を計上いたしております。

４款１項支払基金交付金は、平成２９年度地域支援事業支援交付金の決定に伴う追加分でございます。

５款１項県支出金、県負担金は、同じく平成２９年度介護給付費負担金の決定に伴う追加分でございます。

７款１項繰入金、他会計繰入金は一般会計からの繰入金について減額いたしております。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

８款１項繰越金は、前年度の繰越金を追加計上いたしております。

次に、歳出について、その主なものを説明いたします。

１２ページ、１３ページをお願いします。

１款総務費１項総務管理費は、人事異動に伴う人件費の調整及び介護保険システム改修委託料の追加でございます。

３項介護認定審査会費は、１８節備品購入費で、介護認定審査会用専用パソコンの購入費でございます。

２款保険給付費４項高額介護サービス等費は、自己負担額が一定の上限額を超えた場合に個人に返還するものでございます。

１４ページ、１５ページをお願いします。

６項特定入所者介護サービス等費のうち、３目特定入所者介護予防サービス費は、低所得の要支援者がショートステイなどを利用した場合に生じる滞在費、食費について負担限度額を設定し、その超えた分について施設事業者等に支給するものでございますが、その見込み額について追加いたしております。

６款諸支出金１項償還金及び還付賦課金は、２９年度の保険料払戻金及び介護給付費国庫負担金、県費の返還金でございます。

８款地域支援事業１項介護予防事業費は、介護保険地域支援事業特別会計の繰出金を減額したものでございます。

以上、議案第７５号から議案第７７号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木　静也君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第７８号、平成３０年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、職員の異動に伴う人件費の追加及び対馬市社会福祉協議会から対馬市地域包括支援センターへの派遣を受けている職員の異動に伴う職員派遣負担金の追加並びに介護予防・日常生活支援総合事業の統合による予算費目の組み替えが主なものでございます。

予算書は、３ページをお願いいたします。

平成３０年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６００万7，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億7，２８２万8，０００円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページから５ページにかけての第１表歳入歳出予算補正によるものとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は、８ページから９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、２款繰入金は、介護保険特別会計繰入金を2，４３８万4，０００円減額いたしております。

３款繰越金は、前年度からの繰越分3，０３９万1，０００円を追加し、繰越金総額を3，０３９万2，０００円としております。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書は、１０ページから１１ページをお願いいたします。

１款地域支援事業費１項１目地域支援事業運営管理等諸費の主なものは、１９節負担金、負担金補助及び交付金に対馬市社会福祉協議会から対馬市地域包括支援センターへの出向職員の異動に伴う負担金の追加４６１万3，０００円でございます。

同じく２項１目介護予防生活支援サービス事業費の１９節介護予防生活支援サービス事業負担金を2，３５８万円追加し、２項２目介護予防ケアマネジメント事業費負担金を2，３５８万円減額するものでございます。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の統合による予算費目の組み替えに係るものでございます。

１款４項１目審査支払手数料につきましては、国保連合会審査支払手数料の追加にかかるものでございます。

なお、１２ページから１３ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　中対馬振興部次長、佐伯正君。

○中対馬振興部次長（佐伯　　正君）　ただいま一括議題となりました議案第７９号、平成３０年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計繰入金の追加、職員の人件費及び需用費の追加が主なものであります。

補正予算書の３ページをお願いいたします。

平成３０年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第１条第１項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，０９２万５，０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ及び５ページの第１表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

まず歳入について御説明申し上げます。

８ページ及び９ページをお願いいたします。

４款繰入金１項他会計繰入金の１２９万９，０００円は、一般会計から繰入金の追加でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

１款総務費１項総務管理費の８４万４，０００円は、嘱託職員報酬、一般職給料、職員手当、臨時船員賃金の追加によるものでございます。

２款施設費１項施設費の４５万５，０００円は、１１節需用費において渡海船の燃料費を追加するものでございます。

１０ページ及び１１ページには、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　水道局長、大浦展裕君。

〇水道局長（大浦　展裕君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第８０号、平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的収入で一般会計負担金の追加並びに収益的支出で職員人件費及び修繕料の追加によるものでございます。

補正予算書、３ページをお願いいたします。

第１条で、平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによることを規定し、第２条で、平成３０年度対馬市水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額を、１款水道事業収益２項営業外収益を２１２万円増額し、水道事業収益の総額を１２億８０６万7,０００円とし、収益的支出の予定額を、１款水道事業費用１項営業費用を２,７０２万9,０００円増額し、水道事業費用の総額を１０億7,５７２万4,０００円とするものでございます。

第３条で、予算第８条中、職員給与費１億6,９２８万8,０００円を１億8,４２２万2,０００円に改めるものでございます。

６ページ、７ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

第４条で、予算第９条第２号高料金対策に対する負担金2,０３１万3,０００円を2,２４３万3,０００円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

８ページ、９ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、１款水道事業収益２項営業外収益４目他会計負担金１節一般会計負担金の増額補正は、高料金対策に対する一般会計負担金の追加によるものでございます。

収益的支出でございますが、１款水道事業費用１項営業費用１目配水及び給水費の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の追加、水道施設、設備等の修繕費の追加及び電気料の増による動力費の追加などによるものでございます。

２目、総係費の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の追加によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第８０号、平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、福祉保険部関係議案第７５号から議案第７７号までの３件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（小川　廣康君）　次に、健康づくり推進部関係議案第７８号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、中対馬振興部関係議案第７９号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、水道局関係議案第８０号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております６件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。６件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論採決を行います。

議案第７５号、平成３０年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第７６号、平成３０年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第７７号、平成３０年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第７８号、平成３０年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第７９号、平成３０年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第８０号、平成３０年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第２６．議案第８１号

日程第２７．議案第８２号

日程第２８．議案第８３号

日程第２９．議案第８４号

日程第３０．議案第８５号

○議長（小川　廣康君）　日程第２６、議案第８１号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例から、日程第３０、議案第８５号、対馬市景観条例までの５件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川　善美君）　一括議題となりました議案のうち、議案第８１号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例は、教育委員会所管の議案でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

議案集は５ページ、新旧対照表は２ページから４ページでございます。

今回の改正は、旧対馬市立久原小学校の教職員住宅を教育財産から普通財産へ移管したことにより条例から削除しようとするものでございます。

新旧対照表の２ページをお願いいたします。

対象となります教職員住宅は、新旧対照表で御説明いたしますと２ページの別表中、現行の欄の番号、６９の項、２戸、７１の項、１戸、７６の項、２戸と、３ページになりますが、８５の項、２戸の７戸を削り、合わせまして項番号の繰り上げの改正を行うものでございます。

今後におきましても、普通財産へ移管できる教職員住宅につきましては、関係部局とも連携し、活用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、附則で施行期日を公布の日からといたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長（松本　政美君）　ただいま一括議題となりました議案第８２号につきましては福祉保険部所管でございますので、その提案理由について御説明申し上げます。

議案第８２号、対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議案書は７ページをお開きください。

新旧対照表は、５ページを参照してください。

この条例は老人福祉法に基づいて、対馬市が管理する老人デイサービスセンターの名称・位置等を定めた条例でございまして、今回の改正は、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の利用者の定数を「１５人」から「１８人」へと改正するものでございます。

改正の主な理由といたしましては、平成２８年４月に改正されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、それまでの利用者の定員が１８人以下の小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護事業所へとみなし認定がなされましたので、利用者の定数を「１５人」から「１８人」へと改正するものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木　静也君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第８３号及び議案第８４号の２件につきましては、健康づくり推進部の所管でございますので、その提案理由を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第８３号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例を廃止する条例の提案理由について御説明申し上げます。議案書は9ページをお願いいたします。

今回の条例廃止の御提案では、地域支援事業と介護保険給付事業とを別にするために設けた介護保険地域支援事業特別会計を国の介護保険制度改正を受け、平成３１年度から介護保険特別会計に一本化し、会計処理を行うために介護保険地域支援事業特別会計の廃止を行おうとするものでございます。

なお、施行期日を平成３１年4月１日とし、経過措置として平成３０年度の収入及び支出並びに決算に関しましては従前の例によるものとするものでございます。

次に、議案書の１１ページ、議案第８４号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例につきましては、介護保険地域支援事業特別会計において生じた剰余金等の健全な運営をかけるために設置したものであり、議案第８３号で上程の対馬市介護保険地域支援事業特別会計の廃止に合わせて基金条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日を平成３１年4月１日とし、経過措置として、条例施行の際、現にこの条例による廃止前の対馬市介護保険地域支援事業基金条例の規定に基づき、積み立てられている基金につきましては、対馬市介護給付費準備基金に編入するものでございます。

以上、議案第８３号及び８４号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君）　ただいま一括議題となりました議案第８５号、対馬市景観条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書１３ページをお願いいたします。

本市は四方を海に囲まれ、日本と大陸を結ぶ通過点として石器や青銅器、稲作、仏教、漢字など、多くの物資、文化が伝わり、交流、交易が盛んに行われてきた歴史があります。これまでに育まれてきた独自の自然や歴史、文化に由来し、目にすることができる風景や史跡、建造物などの景観資産が島内の各地に数多く残されております。これら島独自の美しい景観を市民の共有財産として後世に伝え、残すことが重要であり、市民皆様や業者、行政が共同で取り組む必要があります。

このため、平成１６年に制定されました景観法に基づき、景観計画策定委員会を設置して協議を重ね、地区説明会やパブリックコメント等を経て、地域の特性に応じた基本方針、建築物や工作物の基準を定めた対馬市景観計画を策定し、よりよい景観形成のため、対馬市景観条例を策定しようとするものです。

条例の内容につきましては、第１条で条例の目的を掲げ、第２条では景観形成など、用語の定義を、第３条では推進のため、市の責務、第４条で市民及び事業者の責務を規定しております。

また、良好な景観形成を計画的に推進するため、第５条では、景観計画の策定について、第６条に景観計画への適合を規定し、第７条で事前協議を、第８条から第１０条で届出対象行為等届出を要しない行為、特定届出対象行為をそれぞれ規定しております。さらに、第１１条では、必要に応じ、助言及び指導ができることを、第１２条では、勧告、命令、又は指導に係る手続、第１３条では、公表について規定しております。

第１４条から１７条では、景観重要構造物、景観重要樹木の指定等及び管理基準について定めております。

第１８条、第１９条には、景観審議会の設置及び組織等について規定し、第２０条委任では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

別表に、第９条にかかる届け出を要しない行為に関し、その基準を掲げております。

また、附則において、平成３１年4月１日から施行することを規定しております。

なお、本条例の上程に際し、対馬市景観計画をタブレットに掲載しており、あわせまして住民説明会及びパブリックコメントの御意見、その回答についてお手元に配付しております。

以上、議案第８５号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから５件について質疑を行います。

まず議案第８１号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、議案第８２号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、議案第８３号及び議案第８４号の健康づくり推進部関係条例の２件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　次に、議案第８５号について質疑はありませんか。

３番、長郷泰二君。

○**議員（３番　長郷　泰二君）**　条例の中身につきましては、委員会付託となっておりますので、これについては委員会のほうで審議なされていくと思っていますので、質問ではありませんけども。

１点だけ、市長に確認をさせていただきたい部分があります。

今、手元にパブリックと説明会資料の、質疑等についての資料をいただいておりますが、この中には記載はあるんですけど、屋外広告物に関する条例、これについては、そのうち策定しますよというような説明がなされておりますけれども、本市は平成２０年１２月１５日、既に景観行政移行団体として指定がなされております。屋外広告物条例を適用しようと思えばできない環境にはないと。逆にここだけでもできるのではないかと私は理解をしております。

そこでお尋ねなんですけども、この条例は来年４月から可決されれば施行ということになっておりますが、この屋外広告物に関する条例の制定について、時期の特定が、いただいている説明と資料では見えかねるんですけども、いかようにお考えか。その時期をお尋ねしたいと考えます。

中身については、パブリックと説明資料がありますので、あえてここで申し上げませんけども、多くの住民の方が外国語と日本語の併記の看板と広告等の要請が私のほうに届いております。

そういった意味を含めまして、ここにある４分の１とかは言いませんけども、せめて併記ぐらいできるような考え方をお持ちでないかどうかのお尋ねをさせていただきますので、よろしくお願いします。

○**議長（小川　廣康君）**　しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○**しまづくり推進部長（阿比留勝也君）**　御質問につきまして、お答えいたします。

現在、厳原地内、ほかのところも一緒でございますが、韓国語表記、もしくは英語表記、それぞれ乱立している状況にございます。そういった中で、今後、景観条例ができましたことによって、そのあたりの整備をしていきたい。ただ、単純に、例えば半分にしなさいとか４分の１にしなさいという部分は、今後、住民と一緒になって考えながら、その条例の制定に向けて検討していきたいと考えております。

○**議長（小川　廣康君）**　３番、長郷泰二君。

○**議員（３番　長郷　泰二君）**　方向性はそういうことであろうかと思いますけども、私が尋ねたいのは、その時期はいつお考えかという、時期をお尋ねしたいんです。

○**議長（小川　廣康君）**　しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○**しまづくり推進部長（阿比留勝也君）**　この景観条例が策定しますと直ちにその後の調整に入っていきたいと考えておりますので、来年からでもそういった手続等について進めてまいりたいというふうには考えています。

○**議長（小川　廣康君）**　３番、長郷泰二君。

○議員（３番　長郷　泰二君）　わかりました。一刻も早くこの屋外広告に関する条例が制定していただけるよう御尽力していただきたいとお願いして終わります。

○議長（小川　廣康君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております５件のうち、議案第８５号を除く４件は委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。したがって、議案第８５号を除く４件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、４件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず議案第８１号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８２号、対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８３号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例を廃止する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８４号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例を廃止する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８５号、対馬市景観条例は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

────────────・────・────────────

日程第３１．議案第８６号

日程第３２．議案第８７号

日程第３３．議案第８８号

日程第３４．議案第８９号

日程第３５．議案第９０号

日程第３６．議案第９１号

日程第３７．議案第９２号

日程第３８．議案第９３号

日程第３９．議案第９４号

日程第４０．議案第９５号

○議長（小川　廣康君）　日程第３１、議案第８６号、対馬市公民館の指定管理者の指定についてから日程第４０、議案第９５号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定についてまでの１０件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川　善美君）　一括議題となりました議案のうち、議案第８６号、対馬市公民館の指定管理者の指定について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案集の２１ページをお願いいたします。

対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理につきましては、現在の指定期間が平成２６年4月１日から平成３１年3月３１日までの５年間で期間が満了することから指定管理者の更新を行うものです。

対馬市公の施設の指定等に関する条例第５条第１項第４号の規定に基づき同施設の指定管理につきましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして公募によらない候補者の選定を行うこ

とで決定したところでございます。

現在の指定管理者である白子区との間で新たな指定管理についての協議を行い、事業計画案、収支予算案等の内容につきまして選定委員会で審議された結果、引き続き、白子区を選定することに至りましたので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は、平成３１年４月１日から、現在の元号で申し上げますと、平成３６年３月３１日までの５年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長（松本　政美君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第８７号から議案第９１号までの５件につきましては福祉保険部所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書の２３ページをお願いいたします。

まず、議案第８７号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明いたします。

この施設の現在の指定管理者は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間の平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間が満了することから指定管理者の更新をするものでございます。

公の施設の指定管理につきましては、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要でございます。また、指定管理者候補の選定でございますが、外部からの委員を交えた指定管理者選定委員会により、募集要項、選定方法等を確認し、事業計画書等の書類審査、応募者からのヒアリング等を行う総合評価により実施をいたしております。

この施設は老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターでございまして、その目的は利用者の心身機能の維持とともに社会的孤立感の解消並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでございます。また、そのサービス提供地域につきましては、広域でございますので、原則公募の考え方に基づき公募といたしております。

公募の結果、応募者がございませんでしたので、改めて二次募集を実施いたしました。しかしながら、一次募集、二次募集においても、市の広報だけでなく、各法人さまに公募についての案内等も送付いたしましたが、応募期間も過ぎても応募がございませんでしたので、同様の事業を実施いたしております法人さまと改めて協議をさせていただきました。

協議の結果、指定管理者指定申請書等について提出をいただきましたので、指定管理者選定委

員会での審査を得まして、指定管理者として妥当であるとの決定をしたところでございます。

対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２、第６項に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンター御嶽の里、指定管理者となる団体の所在、対馬市上対馬町大浦６６番地１、名称、社会福祉法人慶長会、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間といたしております。

次に、議案書の２５ページをお願いします。

議案第８８号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明いたします。

この施設の現在の指定管理者は社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間の平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間が満了することから指定管理者の更新をするものでございます。

この施設の概要、目的等につきましては、議案第８７号と同じでございますので省略いたします。

公募の結果、現在、指定管理者と指定している社会福祉法人慶長会から、唯一、指定管理者指定申請書の提出がございましたので、指定管理者選定委員会で事業計画等の審査を行い、今後も指定管理者として妥当であるとの決定をしたところでございます。

対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者を下記のとおり指定することについて地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンターなるたき園、指定管理者となる団体の所在、対馬市上対馬町大浦６６番地１、名称、社会福祉法人慶長会、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間としております。

次に、議案書の２７ページをお願いいたします。

議案第８９号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明いたします。

この施設の現在の指定管理者は社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間の平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間が満了することから指定管理者の更新をするものでございます。

この施設の概要、目的等につきましては、議案第８７号と同じでございますので、省略いたします。

公募の結果、現在、指定管理者として指定している社会福祉法人慶長会から、唯一、指定管理者指定申請書の提出がございましたので、指定管理者選定委員会で事業計画等の審査を行い、今

後も指定管理者として妥当であるとの決定をしたところでございます。

対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンター合歓の木園、指定管理者となる団体の所在、対馬市上対馬町大浦６６番地１、名称、社会福祉法人慶長会、指定の期間、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間としております。

次に、議案書の２９ページをお願いいたします。

議案第９０号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定についてでございますが、この施設の現在の指定管理者は、社会福祉法人あすか福祉会であり、指定管理期間の平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間が満了することから指定管理者の更新をするものでございます。

この施設の概要及び目的でございますが、高齢のため居宅において生活することに不安があるものに対し、必要に応じ、住居を提供し、また、各種相談及び助言等のサービス提供を行うこととしています。

公募の結果、現在、指定管理者として指定している社会福祉法人あすか福祉会から、唯一、指定管理者指定申請書の提出がございましたので、指定管理者選定委員会で事業計画等の審査を行い、今後も指定管理者として妥当であるとの決定をしたところでございます。

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」、指定管理者となる団体の所在、対馬市厳原町田渕９３３番地、名称、社会福祉法人あすか福祉会、指定の期間平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間としております。

次に、議案書３１ページをお願いします。

議案第９１号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の現在の指定管理者は、社会福祉法人米寿会であり、指定管理期間の平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間が満了することから指定管理者の更新をするものでございます。

この施設の概要及び目的でございますが、障害児等に通園の場を設けて、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行うことにより自立助長と福祉の増進を図ることといたしております。

公募の結果、現在、指定管理者として指定している社会福祉法人米寿会から、唯一、指定管理

者指定申請書の提出がございましたので、指定管理者選定委員会で利用計画等の審査を行い、今後も指定管理者として妥当であるとの決定をしたところでございます。

対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、対馬市こどもデイサービスセンター、指定管理者となる団体の所在、対馬市美津島町雞知乙５１１番地３、名称、社会福祉法人米寿会、指定の期間でございますが、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間でございます。

以上、議案第８７号から議案第９１号までの５議案について提案理由の説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　中対馬振興部次長、佐伯正君。

○中対馬振興部次長（佐伯　　正君）　ただいま一括議題となりました議案第９２号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の３３ページをお開き願います。

ほたるの湯の管理運営につきましては、現在、社会福祉法人梅仁会、理事長、阿比留志郎氏を指定管理者として行っておりますが、平成３１年３月３１日をもって契約期間満了となります。対馬市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第２条により公募を行ったところ、１団体からの申請があり、選定の結果、指定管理者候補といたしまして社会福祉法人梅仁会、理事長、阿比留志郎氏を指定管理者と指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理期間は、平成３１年４月１日より平成３６年３月３１日までの５年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江　正光君）　ただいま一括議題となりました議案第９３号、対馬市温泉施設の指定管理者について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の３５ページをお開き願います。

真珠の湯温泉施設に係る現在の指定期間が平成３０年度末日をもって終了することから平成３１年度からの新たな指定管理者を指定するため、対馬市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び規則等に基づき、所定の手続を行い、公募による指定管理者候補の選定に至りましたので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理者となる団体は、美津島町雞知甲４１番地１０に所在します株式会社対馬グランドホテルでございます。また、指定の期間は、平成３１年４月１日から５年間といたしております。

次に、議案第９４号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書３７ページをお願いいたします。

あそうベイパークは、多目的広場、キャンプ場などを有し、スポーツ及びレクリエーションなど、憩いの場として利用いただいております。

現在の指定管理期間が平成３０年度末日をもって終了することから、平成３１年度からの新たな指定管理者を指定するため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び規則等に基づき所定の手続を行い、公募による指定管理者候補の選定に至りましたので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理者となる団体は、美津島町雞知乙１２０番地２９に所在しますグリーンアイランド合同会社でございます。

また、指定の期間は平成３１年４月１日から５年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵　　輝孝君）　ただいま一括議題となりました議案第９５号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集の３９ページをお願いいたします。

対馬市交流センター駐車場運営につきましては、平成２６年４月１日から株式会社まちづくり厳原を指定管理者として管理運営をしてまいりましたが、平成３１年３月３１日をもちまして、指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第５条第１項第４号による公募によらない選定等により引き続き株式会社まちづくり厳原を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査した結果、募集要項の基準を満たし、かつ、当該駐車場を含む対馬市交流センターは建設計画の段階から株式会社まちづくり厳原がテナント構成、家賃の設定、駐車場のあり方等について本市と協議を重ね、厳原中心市街地の活性化を目的に建設されたものであり、管理運営についても株式会社まちづくり厳原が対馬市交流センター管理組合の管理者であること

から、駐車場の管理運営についても一体的に行うことで、一般利用者に公共と商業の複合施設としての利便性の向上、厳原中心市街地の活性化のため健全な管理運営を行うことができると総合的に判断し、引き続き、指定管理者候補として選定をいたしました。

なお、指定管理期間は、平成３１年４月１日から、平成３６年３月３１日までの５年間といたしております。

この期間の市が負担する指定管理料は発生しないこととなっております。

以上で議案第９５号についての提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから１０件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第８６号から議案第９５号までの１０件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩をいたします。再開を２時４０分からといたします。

午後２時25分休憩

午後２時38分再開

○議長（小川　廣康君）　再開します。

―――――――――――・―――――・―――――――――――

日程第４１．議案第９６号

○議長（小川　廣康君）　日程第４１、議案第９６号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、小島和美君。

○建設部長（小島　和美君）　ただいま議題となりました議案第９６号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）の提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の４１ページから４５ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第９条の５第１項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、国の直轄事業で施工いたしました厳原港離島ターミナル整備事業のふ頭用地として公有水面埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を厳原町東里字野良に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付しております議案書４３ページの１、４４ページの黒塗りで表示している部分でございます。

護岸敷が、対馬市厳原町東里字野良３０１の１３、３４１の５４、３４１の４５、３４１の４６、３４１の４３及び３４１の４４の地先で、面積が３，１１２．６３平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第９６号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

───────────・────・───────────

日程第４２．議案第９７号

日程第４３．議案第９８号

○議長（小川　廣康君）　日程第４２、議案第９７号、市道の認定について（佐須奈大地線）及び日程第４３、議案第９８号、市道の認定について（大地美止々線）の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田　俊盛君）　ただいま一括議題となりました議案９７号及び９８号につきまして提案理由とのその内容について御説明いたします。

両議案ともに市道に認定するため道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本路線は、国道３８２号線の大地バイパス工事完成に伴い、行政財産の移管にかかる協定により市道として引き継ぐものでございます。

議案書の４７ページをお願いいたします。

まず、議案第９７号、市道の認定について、佐須奈大地線でございますが、国道３８２号線に接続する対馬市上県町佐須奈字ツカザキを起点、同佐須奈字大地を終点とする次ページ図面のとおり、延長１,０６５．７メートルの道路でございます。

次に、議案書の４９ページをお願いいたします。

議案第９８号、市道の認定について、大地美止々線でございますが、佐須奈大地線、佐須奈字大地を起点、上県町佐護字ミトドを終点とする、国道３８２号線に接続する次ページ図面のとおり延長１,５７６．４メートルの道路でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから２件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております２件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。

２件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、２件について、一括して討論、採決を行います。

議案第９７号、市道の認定について（佐須奈大地線）、議案第９８号、市道の認定について（大地美止々線）の２件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。

２件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。２件は、原案のとおり可決されました。

────────────・────・────────────

日程第４４．議案第９９号

○議長（小川　廣康君）　日程第４４、議案第９９号、長崎県市町村公平委員会を共同設置する地

方公共団体の数の増加及び長崎県市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江　正光君）　ただいま議題となりました、議案第９９号、長崎県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び長崎県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書５１ページをごらんください。

長崎県市町村公平委員会は、平成２１年４月１日から長崎県市町村総合事務組合を代表団体として、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市の６団体で共同設置したものでございますが、平成３０年６月１４日付で平戸市から平成３１年４月１日付をもって共同設置する団体に加入したい旨の申し出がありました。これを受け、地方自治法第２５２条の７第２項の規定に基づき、構成団体において協議を行い、全ての団体が平戸市の加入に同意したことにより構成団体の数が増加するため、同条第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川　廣康君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第９９号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川　廣康君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（小川　廣康君）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。あすは、午前１０時か

ら、総務文教常任委員会の付託案件の審査を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでございました。

午後２時49分散会